

都市ガス供給の災害対策関係

平成 25 年 3 月 29 日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

1. 供給停止判断基準の見直し

(1) 検討課題等

- ・東日本大震災において、耐震化率の高いブロックでは SI 値（※）が 60 カインを上回る場合であっても、ガス導管の被害が軽微であったことが確認された。
- ・「東日本大震災を踏まえた都市ガス供給の災害対策検討報告書（平成 24 年 3 月）」（以下「災害対策報告書」という。）において、道路、建築物等の被害の確認を行わなくても、第 2 次緊急停止判断に移行できるよう、「60 カインを上回る SI 値を記録したブロックにおいて、ガス導管等の被害が軽微であることが予見できる場合」を特例措置の適用条件として追加することが合理的であると提言された。

※地震の揺れに含まれる様々な周波数の波のうち、一般的な建物の揺れに大きな影響を与える周期の揺れの平均値を表す指標。

(2) 進捗状況

- ・第 1 回ガス安全小委員会（平成 24 年 12 月）において、ブロック内の設備区分（本支管・供給管・灯外内管・建物）ごとのすべての耐震化率を 90%以上とすること等を要件とする特例措置の適用条件の追加について了承。
- ・平成 25 年 3 月付けで、一般社団法人日本ガス協会において、特例措置の運用基準として「60 カインを上回る S I 値を記録したブロックにおいて、低圧ガス導管等の被害が軽微となることがあらかじめ想定されていた場合」を追加規定するとともにその場合の要件について規定。平成 25 年度以降、特例措置を適用する事業者は「保安規程」を改訂。

2. 移動式ガス発生設備の大容量化

(1) 検討課題等

- ・東日本大震災で被災した病院において、移動式ガス発生設備を設置して臨

時供給を行った際、一台当たりの容量が 300 立方メートル未満に制限されているため、供給先の病院等の需要量を満足できず、消費量の抑制をお願いする事態が生じた。

- ・「災害対策報告書」において、重要施設に対して十分なガス供給を行う観点から、安全の確保を前提として、現行の容量制限規定の見直しについて検討すべきであると提言された。

（２）進捗状況

- ・第１回ガス安全小委員会（平成 24 年 12 月）において、検討方針を審議。
- ・第２回ガス安全小委員会（平成 25 年 3 月）において、以下に示す具体的な検討方針を了承。
 - ✓ 容量の上限を 10,000 立方メートル未満とすることを検討
 - ✓ ①保安物件に対する離隔距離、②工事計画の届出、③使用前検査、④定期自主検査、⑤火気設備との距離、⑥容器等の腐食防止、及び、⑦容器等の貯蔵環境の 7 項目の追加措置を規定するガス事業法令の改正を検討
 - ✓ 上記離隔距離について、離隔距離を確保できない場合の代替措置を検討
- ・平成 26 年度までに結論。

３．法定熱量測定の特例措置

（１）検討課題等

- ・東日本大震災時に、臨時製造設備による代替供給が行われた際、供給ガスの熱量及び燃焼性を測定する必要がある、仮に、測定機器の調達に時間を要した場合、迅速に供給を開始できない懸念があることが判明した。
- ・「災害対策報告書」において、復旧活動の円滑化のため、災害時の臨時製造設備による代替供給の際の法定熱量測定の特例措置について検討すべきであると提言された。

（２）進捗状況

- ・第１回ガス安全小委員会（平成 24 年 12 月）において、検討方針を審議。
- ・第２回ガス安全小委員会（平成 25 年 3 月）において、以下に示す具体的な検討方針を了承。
 - ✓ 災害その他の非常時等であって、LNG ローリー等を用いて熱量及び燃焼性が測定された液化ガスをその成分に変更を加えることなく一

時的に供給する場合は、熱量及び燃焼性を測定することを要しない
旨を規定するガス事業法令の改正を検討

- ・平成 26 年度までに結論。